

○自転車運転者講習に関する規程

平成27年5月28日

公安委員会規程第1号

改正 令和3年7月13日公安委員会規程第2号

令和4年5月13日公安委員会規程第3号

令和5年6月23日公安委員会規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第16号の規定による講習（以下「自転車運転者講習」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(令4公委規程3・令5公委規程5・一部改正)

(受講命令に関わる行政手続)

第2条 受講命令（法第108条の3の5第2項の規定による命令をいう。以下同じ。）は、危険行為（法第108条の3の5第2項に規定する自転車危険行為をいう。以下同じ。）を反復して行った者について、関係する危険行為に関する調査書類を確認した上で、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づき、当該者に弁明の機会を付与した上で行うものとする。

(令4公委規程3・令5公委規程5・一部改正)

(受講命令に関する特例)

第3条 危険行為を反復して行った者が、交通事故によって下半身不随となり、自転車を以後運転できなくなったような場合など、更に自転車を運転することにより道路における交通の危険を生じさせるおそれがないと認められるときは、受講命令を行わないものとする。

(受講命令した旨の通知)

第4条 被命令者の住所地が佐賀県以外の都道府県である場合は、被命令者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に対し、自転車運転者講習受講命令通知書（別記様式第1号）（以下「命令通知書」という。）により受講命令した旨を通知するものとする。

(令5公委規程5・一部改正)

(受講命令執行依頼)

第5条 受講命令書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別記様式第22の11の4の自転車運転者講習受講命令書をいう。以下同じ。）の交付は、被命令者が佐賀県公安委員会が実施する自転車運転者講習を受講することを希望している場合を除き、命令通

知書により他の都道府県公安委員会に依頼することができるものとする。この場合、命令通知書には、受講命令書を添付するとともに、必要に応じて調査書類の写し等を添付するものとする。

- 2 他の都道府県公安委員会から受講命令の執行を依頼された場合は、被命令者に対して受講命令書を交付するとともに、依頼した都道府県公安委員会に対して自転車運転者講習受講命令執行通知書（別記様式第2号）により、その旨を遅滞なく通知するものとする。この場合において、被命令者が住所地にいないなど、受講命令書の交付ができなかったときは、自転車運転者講習受講命令書返送書（別記様式第3号）により受講命令書を添付して依頼した都道府県公安委員会に返送するものとする。

（令5公委規程5・一部改正）

（受講命令書交付時の留意事項）

第6条 受講命令書の交付は、原則、被命令者に電話により連絡し、最寄りの警察施設に出頭を要請して手交により実施するものとするが、電話により連絡ができない場合又は被命令者が出頭しない場合は、出頭要請書（別記様式第4号）により被命令者に出頭を要請するものとする。

- 2 受講命令書を交付する際は、被命令者から自転車運転者講習受講命令書受領書（別記様式第5号）（以下「受領書」という。）を徴するものとする。この場合において、受領書を徴することができなかったときは、報告書を作成するなどして受講命令の執行状況を明らかにしておくものとする。
- 3 被命令者の所在が不明である場合、被命令者が服役しているなど、受講命令書を交付することができない場合は、受講命令書を保管し、被命令者の所在が判明するなど受講命令書を交付することができるに至った場合に備えるものとする。

（令5公委規程5・一部改正）

（講習の在り方等）

第7条 自転車運転者講習は、自転車の運転による交通の危険を防止するため、受講者に対し、次の各号に掲げる観点から講習を行うものとする。

- (1) 受講者の行動特性に応じた教育内容とすること。
- (2) 受講者に学習シートの作成や発表を行わせることなどにより、受講者自身に事故の要因や危険性、改善点等を考えさせること。
- (3) 受講者に自身の運転行動を気付かせた上で、その変容を促すこと。

- 2 自転車運転者講習の内容は、自転車運転者講習カリキュラム（別表）のとおりとする。

(講習の場所)

第8条 自転車運転者講習の実施場所は、佐賀県内の警察施設を原則とするが、被命令者の住所地や勤務地などを勘案した上で、視聴覚器材が使用できる環境が整備され、また、被命令者のプライバシーが確保できる場所を選定するものとする。

(講習の講師)

第9条 自転車運転者講習の講師は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 原則として、交通警察に従事する警部補以上の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員であること。
- (2) 交通安全教育の実務経験があること。

2 自転車運転者講習の実施に当たっては、前項に掲げる要件を満たす者を複数選任するとともに、必要に応じ、講習補助者を確保するものとする。

(令5公委規程5・一部改正)

(講習の受付)

第10条 自転車運転者講習の受付は、受講者に自転車運転者講習受講申請書(別記様式第6号)を提出させることにより行うが、その際、被命令者に運転免許証、保険証、学生証等の提示を求め、被命令者本人であることを確認するものとする。

(令5公委規程5・一部改正)

(講習終了証書)

第11条 受講者が自転車運転者講習終了後に証明書の交付を求めた場合は、自転車運転者講習終了証書(別記様式第7号)を交付し、その副本を保管するものとする。

2 受講者が亡失、滅失又は棄損により自転車運転者講習終了証書の再交付を求めた場合は、自転車運転者講習終了証書再交付申請書(別記様式第8号)により申請させた上で、保管している自転車運転者講習終了証書の副本の写しを交付するものとする。

3 住所地が他の都道府県である者が再交付を申請する場合には、現住所地を管轄する都道府県公安委員会を経由して、講習を実施した都道府県公安委員会宛てに申請させるものとする。

(令5公委規程5・一部改正)

(講習実施上の留意事項)

第12条 自転車運転者講習の実施に際しては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 受講者は、この種講習の受講に一般に不慣れであることを念頭に置き、講習の受付から終了まで、威圧的な言動を避け、受講者の緊張を和らげるような対応に努めること。

(2) 受講者が理解しやすい方法で講習を行うように努めるとともに、受講者が外国人、聴覚障害者等である場合は、通訳、手話、筆談その他受講者との意思疎通を図るため適切な方策を講じるよう配慮すること。

(3) 受講者のプライバシーに配慮した言動に努めるとともに、同一の場所で複数の受講者に対し講習を行う場合は、違反歴等の個人情報が他の受講者に知られないようにするなど、言動に特段の配慮をすること。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、自転車運転者講習を実施するために必要な細目的事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（令和3年公委規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年公委規程第3号）

この規程は、令和4年5月13日から施行する。

附 則（令和5年公委規程第5号）

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

別表

（令5公委規程5・一部改正）

自転車運転者講習カリキュラム		
項目	内容	時間
オリエンテーション	講習についての事前説明	5分間
テスト	交通ルール等に係る理解度をチェックするための小テスト	20分間
体験談紹介	被害者及び被害者遺族の手記等の紹介	15分間
事例紹介・疑似体験	受講者が犯しやすい違反行為の事例紹介と危険性の疑似体験	20分間
体験談紹介	事故時の自転車運転者の責任	15分間
自転車ルール遵守の徹底	自転車を運転する際のルール等	20分間
個人ワーク討議等	危険行為に関する学習	40分間

再検査	交通ルール等に係る理解度を再チェックする ための小テスト	10分間
総括	講習の総括	35分間

別記様式第1号(第4条関係)

年 月 日

公安委員会 殿

佐賀県公安委員会

自転車運転者講習受講命令通知書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、下記の受講命令を決定したので通知する。

記

住 所	
フリガナ氏名	(年 月 日生)
命令理由	違反名： (年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反) 違反名： (年 月 日) (道路交通法第 条第 項違反)
命令執行	受講命令書を被命令者に [・ 交付済み] [・ 未交付] 貴公安委員会への命令執行依頼 [・ あり] [・ なし] 自転車運転者講習の実施 [・ 当公安委員会] [・ 貴公安委員会]
備 考	

別記様式第2号(第5条関係)

年 月 日

公安委員会 殿

佐賀県公安委員会

自転車運転者講習受講命令執行通知書

貴公安委員会から 年 月 日に執行依頼のあった受講命令については、下記のとおり受講命令書を交付したので通知する。

記

住 所	
被 命 令 者	(年 月 日生)
交 付 日	年 月 日 (命令の期間 年 月 日 ~ 年 月 日)
備 考	

別記様式第3号(第5条関係)

年 月 日

公安委員会 殿

佐賀県公安委員会

自転車運転者講習受講命令書返送書

貴公安委員会から 年 月 日に執行依頼のあった下記の者に対する
受講命令については、被命令者の所在が不明であることから、受講命令書を返送する。

記

フリガナ 氏名	(年 月 日生)
備考	

別記様式第4号(第6条関係)

年 月 日

出頭要請書

殿

佐賀県公安委員会

道路交通法第108条の3の5第2項に規定する自転車運転者講習の受講命令に係る文書を
交付しますので、下記担当に連絡したうえで、最寄りの警察施設に受け取りに来てくだ
さい。

記

1 本件担当

2 連絡先

備
考

別記様式第5号(第6条関係)

年 月 日

自転車運転者講習受講命令書受領書

佐賀県公安委員会 殿

住 所

連絡先

氏 名

私は、 年 月 日から 年 月 日までの間に自転車運転者講習を受けるべきことを命令するという内容の自転車運転者講習受講命令書を受領しました。

また、受講の場所・日時については、

- ・ 別途調整します。
- ・ 下記のとおりとします。

場所	
日時	年 月 日 午前 時 分 から 午後

別記様式第6号(第10条関係)

年 月 日

自転車運転者講習受講申請書

佐賀県公安委員会 殿

住 所

氏 名

道路交通法第108条の2第1項第16号の規程による自転車運転者講習を受けたいので申
請します。

講 習 手 数 料 貼 付 欄	
--------------------------------------	--

別記様式第7号(第11条関係)

第 号

自転車運転者講習終了証書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、年 月 日道路交通法第108条の2第1項第16号に掲げる自転車運転者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

佐賀県公安委員会



別記様式第1号（第4条関係）

（令5公委規程5・全改）

別記様式第2号（第5条関係）

（令5公委規程5・全改）

別記様式第3号（第5条関係）

（令5公委規程5・全改）

別記様式第4号（第6条関係）

（令5公委規程5・全改）

別記様式第5号（第6条関係）

（令5公委規程5・全改）

別記様式第6号（第10条関係）

（令5公委規程5・全改）

別記様式第7号（第11条関係）

（令5公委規程5・全改）

別記様式第8号（第11条関係）

（令5公委規程5・全改）